

京都市告示第343号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年9月25日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

安土町町内会

2 規約に定める目的

会は、会員の自覚と責任において民主的運営によって、会の環境の維持と住民の福利厚生および文化の向上ならびに会員相互の親睦をはかることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会の環境および諸施設の維持・改善に関すること。
- (2) 会員の福利厚生および文化向上に関すること。
- (3) 会員の融和・親睦に関すること。
- (4) 会員の健康保全に関すること。
- (5) その他、会の目的を達成するために必要と認めたこと。

3 区 域

京都市下京区安土町612番地、614番地、616番地、618番地、618番地2、620番地、621番地、622番地、623番地3、624番地、625番地1、626番地、627番地、630番地1、630番地4、632番地、633番地、635番地、636番地、637番地2、643番地、643番地3、645番地、645番地1、645番地2、645番地3、645番地4、645番地5、646番地、646番地1、646番地2、646番地3、646番地4、646番地5、646番地6の区域

4 主たる事務所

京都市下京区御幸町通五条上る安土町633番地

5 代表者の氏名及び住所

櫻田 豊

京都市下京区御幸町通五条上る安土町633番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和元年9月17日

(文化市民局地域自治推進室)